

議員提出議案第5号

葛飾区子どもの権利に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

| | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 提出者 | 7番 | 片岡 | ちとせ | 18番 | みずま | 雪絵 |
| | 29番 | 木村 | ひでこ | 30番 | 三小田 | 准一 |
| | 31番 | 中村 | しんご | | | |

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

(提案理由)

子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、必要な事項を定める必要があるため本案を提出いたします。

葛飾区子どもの権利に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 子どもにとって大切な権利と普及（第4条・第5条）
- 第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援（第6条—第9条）
- 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第10条—第13条）
- 第5章 子どもの相談・救済（第14条—第19条）
- 第6章 子ども施策の推進と検証（第20条—第24条）
- 第7章 雑則（第25条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、区やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、葛飾区に住んでいたり、学んでいたり、活動をしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、子ども未来プラザ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（区やおとなの役割）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 区民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 区、保護者、育ち学ぶ施設関係者、区民及び事業者（以下「区など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 区は、国、都その他の地方公共団体と協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、区民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。区など

は、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 区は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 区は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 区は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 区は、区民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安心と安全)

第6条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 区などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 区などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第7条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 区は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や区民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第8条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 区、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や区民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第9条 区民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 区民、事業者、区は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 区は、区民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第10条 区は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 区は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や区民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切

にした主体的な活動を支援します。

- 4 区などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第11条 区や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、区の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組などについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第12条 区などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第13条 区などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

- 2 区などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第14条 子どもは、差別、虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

- 2 区は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第15条 区は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、葛飾区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、区長が委

嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 区は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第16条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第17条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを区長に報告するとともに、広く区民にも公表します。

(尊重と連携)

第18条 区の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や区民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第19条 勧告・是正要請や意見表明を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第20条 区は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施

策を推進します。

2 区は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第21条 区は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、区などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

す。

2 区は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ区民や、第22条に定める葛飾区子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 区は、推進計画及びその進行状況について、広く区民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第22条 区は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、葛飾区子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や区民のなかから区長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第23条 委員会は、区長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ区民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第24条 委員会は、調査や審議の結果を区長その他執行機関に報告し、提言します。

2 区長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、区長が別に定めます。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行します。